

高浜市総合計画審議会（第5回） 会議録

日 時	平成22年7月12日（月）午後7時～8時30分		
場 所	高浜市役所 第2会議室（4階）	傍聴人数	16名
出席者	委 員	中川幾郎、板倉良平、神谷小百合、小笠原芳夫、竹内一仁、尾方勝利、鈴木康博、神谷環光、神谷和之、古橋知美、神谷通夫、小野田由紀子、杉浦幸七（13名出席）	
	事務局	地域協働部長 岸上善徳 地域政策グループ リーダー 神谷美百合 同 主 幹 岡島正明 同 主 査 神谷義直 同 主 査 鈴木明美 同 主 事 桑山由紀子 同 主 事 中村彩 （7名出席）	
次 第	1 会長あいさつ 2 議事 3 その他		
資 料	資料1 : 高浜市総合計画審議会（第4回）会議録（案） 資料2 : （仮称）高浜市自治基本条例【素案】		

2. 議 事

1) 第4回会議録の確定について

—原案通り承認される—

2) (仮称) 自治基本条例【素案】について

- 委 員：
- ・ 自治基本条例は、自治の基本的なルールを定めたもの。市民の皆さんに理解、参加してもらうことが何より大事なので、親しみやすい文章を心がけた。
 - ・ 従来の条例は、硬い感じの「である調」だが、今回は「です・ます調」のやさしい文章にした。細かい内容は別の規定で定めることとし、理解しやすいように条文数も減らし、24条の構成にした。
 - ・ 高浜市らしさや、高浜市にふさわしいものということで、分科会の最終段階に会長から、80%まで来たというお話をいただいた。20%足りないということで、分科会を追加して検討し、その後条文の検討に入り、95%まで来た。「残り5%は何か」と会長に伺ったら、高浜市の特色や、高浜市らしさをどのように出していくか、それが5%であるとおっしゃった。高浜市の条例が他市と大きく違うところは、地域自治のところ、地域内分権を推進し、まちづくり協議会を担保することである。

事務局から資料2「(仮称) 高浜市自治基本条例【素案】」について説明

【質疑等】

- 委 員：
- ・ これまで、会議に出て勉強して、そうだったのかということの積み重ねだった。何度か行ったり来たりして、ようやく先日の市民会議の時に話をした内容がここに入っているのだと分かってきた。図で見ると、作ってきた条例が高浜市のこの位置にあって、私達の生活の一部になっていくということがだんだん分かってきた。勉強になった。
- 委 員：
- ・ 議会のことは議会自ら定めたいという思いが強く、議会運営委員会を開催し、他市町の条文を参考にそれぞれの会派が何度も議論し、委員会に諮って決めた。襟を正して、皆様の負託に応えられるような議員に成長し、向上に努めていきたい。
 - ・ 議会は自らの機能と責務に関する基本的な事項は別に条例で定める。9月議会で、倫理条例、報酬の一部改正等を提案する予定。最終的には、議会基本条例も策定したいという思いから、第9条に第4項を加えた。
- 委 員：
- ・ 条例を広めていこうという部分について、参議院選挙でも投票率がまだ50%であるという状況をみると、市民の皆さんにどうやって広めていくか、そこを一番押さえなければならない。
- 委 員：
- ・ 表現が柔らかく、子どもから高齢の方にまで分かりやすくなっている。
 - ・ 第6条の「子どものまちづくりに参加する権利」は非常にいい文章だが、義務や責任を果たさず、文句を言う方もいる。権利という文言がいいかどうか。

- 委員：
 - ・ 第7条のように、「参画できるものとします」にしたらどうか。
 - ・ いい条例になると思う。
 - ・ 市民の中で外国人は対象外なのか。
- 事務局：
 - ・ 外国人の方も含まれる。
- 委員：
 - ・ ならば、付け加えた方がいい。外国人の方については、班長を務める中で、いろいろ要望があって困る部分がある。こうした所にも参加していただき、少しでも高浜市のことを知っていただければと思う。
- 委員：
 - ・ 地域自治のところに高浜市らしさを強調しているという話だったが、高浜市らしさというのがどこにあるのか分からなかった。文言は柔らかいが、まちづくり協議会と町内会とのバランスが不明確。
 - ・ 検証の見直し方法もいろいろある。
- 委員：
 - ・ すごく考えて作られている。
 - ・ 第2条の「行政」は、市長に限定して書かれており、職員は入っていないが、職員は市役所で働く人だから、あえてこのように書かれているのか。
 - ・ 第7条の「まちづくりに参画するように努めます」の所で、まちづくりに参加する前に、身の回りのことは最低限ちゃんとやるという表現がないといけないのではないか。自助、互助、共助という考え方。
 - ・ 事業仕分けで、市民判定員の方が、「私は見たことがない、聞いたことがない」と盛んに言われていた。自らやれることはやるのが大前提。何でも行政がやってくれると皆さん思っている。そういう事も入れた方がいいのではないか。
 - ・ 第12条の職員の役割の最後にあるように、条例を広めることについて、行政も一緒にやるのだとまず理解していただき、最初にやっていただきたい。
 - ・ そういうことが行われると、第13条で、市民の意見が効き、チェックして、新しいことを市民や行政が出来る。
 - ・ 第17条の「まちづくり協議会」は、教育基本構想が検討されている中で、小中一貫校を作る場合に、エリアはどういう棲み分けになるのか。
 - ・ 条例の見直しを決めるのは、行政なのか。検討委員会などを残し、半年や一年ごとに市民が自主的に条例を見直す機会を持つといい。
- 委員：
 - ・ きめ細やかな条例を作っていただいてありがたい。
 - ・ 第22条の危機管理の「関係機関等」は消防・警察になると思う。総則の用語に、行政ではないが、消防・警察という言葉も入れられないか。
- 委員：
 - ・ とても細かく出来ている。自分がどのあたりで参画できるのかと考えながら見させていただいた。
 - ・ 自分達のまちは自分達でつくるという言葉を、市民がどこまで自覚して受け止めていただけるかが大切。担い手という意識をつくるのは、“して頂ける側”ではなく、“する側”に何人加わっていただけるかが大事。
 - ・ 皆さんのためにあるものだが、一緒に携わること、関わっていることを

知っていただきたい。当たり前で暮らせる毎日を考え、自らが担い手になる事をうまく伝えるため、行動に起こす仕掛けをどうしたらいいか。

- 委員：
- ・ きめ細かく作られている。
 - ・ 市民会議に出ていない一般の市民の方に、どういう形で伝えていくか。ロコミでという話もあったが、それでは弱いと思う。もっとしっかりした場所で、市民の皆さんに理解していただくことが大事。
- 委員：
- ・ IIIのまちづくりの担い手に、市民には権利と役割、議会・行政には役割と責務という表現がある。本来は市民にも責務はある。条例に責務を入れるのは迷うが、権利、役割、責務はうまく使い分けた方がいい。
 - ・ 解説書を作成するが、行政とは何ぞやというのは条例の中にとらうのではなく、いかに分かりやすい解説書を作るかが大きなポイントになる。
- 委員：
- ・ いただいた意見・質問等は、一度、分科会に持ち帰り、検討する。
 - ・ 会長に、今までの意見・質問等について、ご指示いただけたところがあったら、よろしくお願ひしたい。
- 会長：
- ・ かなり煮詰まってきた。
 - ・ いただいた意見は1つ1つ、なるほど、それもそうだと思うこともある。
 - ・ 権利、役割、責務ということが出たが、権利には当然義務もある。改めて義務をうたうかどうか。子どもにも権利がある。よって、義務もある。
 - ・ 「市民にはこういう責務がある」と書いた場合、あることは事実だが、反発する市民もいる。多くの市町はあまり責務とは書かない傾向にある。解決策として、「参画できるものとします」は非常にいい解決法。
 - ・ 外国人が対象外かどうかは、永住外国人、在日韓国朝鮮人、登録外国人などいろいろいらっしゃる。今後の議論で精密にしていけないといけないが、この条例ではそこまで深く議論していない。
 - ・ 高浜市らしさについては、まちのアイデンティティを意味しているか、独自の仕組みを意味しているか、2通り意味がある。混線しないように議論しないといけない。
 - ・ 自助、公助、共助は当たり前のことで、自助、共助の仕組みを条例の中にとらうのは非常に苦しい。共助がまちづくり協議会、公助が団体自治。
 - ・ 見直しに当たっては検討委員会が必要だが、「見守り審議会」というような第三者機関を作るかどうか議論しなくてはならない。
 - ・ 今の条例の書きぶりだと、行政もしくは市長が5年以内で、イニシアティブをにぎるのだろうとも捉えられる。米原市などでは委員会を作っている。しかし、委員会を作るからうまくいくとは限らない。かなりの手間隙がかかるし、それなりに市民もしっかりと行政に関する知識を勉強しなくてはならない。単なるご意見番では困る。行政側の発意に委ねられる。
 - ・ 市民に対するアピール方法は、意外とロコミがいい。次に効き目があるのが、ミニコミ。広報誌、町内会の掲示板がそれに当たる。
 - ・ 再確認だが、この条例は多くのことを委任条例に委ねることになってい

る。例えば、議会は議会基本条例に委ねられ、政治倫理条例も委ねられるだろう。参画と協働については、参画協働推進基本方針が必要になるかもしれない。住民投票は別に住民投票条例が必要になる。

- 地域自治の第 17 条第 3 項で、まちづくり協議会に関することは、別に条例で定めるとなっている。すでにまちづくり協議会は、活動しているが、従来の発展過程のまちづくり協議会から、公共的団体に認定される。認定基準も別に定めないといけない。まちづくり協議会の性格も、より公共的に担保されるため、地域計画が尊重される。
- 総合計画は、地域計画の上に分野別全体計画がある 2 段階構成になる。
- 第 19 条第 3 項に「行政は、まちづくり協議会、町内会等の基礎的なコミュニティ団体やその他の市民公益活動団体及び市民が活動しやすいよう必要な支援と協力を行います」とある。これは、コミュニティ系の団体を支援するだけでなく、NPO などを支援、発達させるという宣言。
- 第 20 条の法令遵守は単にお題目で書いているのではない。公益通報制度、コンプライアンスシステムは条例でやる必要はないという説もある。
- 情報公開、個人情報情報は別に条例があり、担保している。説明責任、財政運営についても基本方針が必要かもしれない。毎年方針を掲げていると言えばそれまでだが、位置づけがしっかりしている。危機管理についても、危機管理基本方針というのが定められるようになってくる。
- 改めて全体の構造を理解していただくために、団体自治と住民自治と 2 つ分けた上でお話しする。団体自治は議会、行政が担い、住民自治はその団体に対する統制権の発動と自己統治権の 2 つに分かれる。このように難しく言わず、簡単な言葉で説明しようとしているのがこの条例。団体自治は、議会及び市長その他の執行機関という言葉をおぼろげに使っていない。あえて行政と言っているのは分かりやすくするため。
- 住民自治には、団体自治に対する直接統制権の発揮、他に解職請求の権利、リコール権、監査請求権がある。自治法上認められていないのは住民投票の権利。リコール、レファレンダム、イニシアチブの 3 つを装備するということになる。
- 残った住民の自治権利 2 つのうち、横の住民自治はまちづくり協議会が担当する。もう 1 つ専門的な課題では、例えば一人暮らしのお年寄りを助けに行くとか、障がい者を抱えている方もいるだろう。こういうことは課題が深すぎるのでコミュニティでは力を発揮しにくい。
- まちづくり協議会と自治会、町内会の関係だが、自治会、町内会をおろそかにする訳ではないが、これらはあくまでも地縁系の団体であり、近代市民民主主義の原則に馴染まない。加入率 100% なら、公共的団体の性格は高くなるが、加入率 80%、70%、60% となると、危機管理の面で、加入していない方は、地域社会の網の目からもれ落ちることになり、それを担保していかななくてはならない。その弱みを補強する上で、地域、

世代別、分野別代表制を担保していくのがまちづくり協議会の仕事。

- ・ まちづくり協議会は条例担保の公共的団体になるため、全ての住民が構成員という解釈が変わる。責任も重くなり、規約、予算、決算等が必要になるなど、最低限の民主的な基準を設定して、クリアする仕組みが変わる。そうしないと条例上の責任を担保出来ないため、大変重要な機関。
- ・ まちづくり協議会が編成されていない地域は置き去りかという疑問が生じるため、2 段階のルールが必要。内部争いがある、住民の結集力が弱いという所こそ、行政のバックアップが必要になる。これはシビルミニマムと言って、行政が最低限の後押しをする責任がある。
- ・ ただ、頑張れば頑張るほど得をする仕組みを作らないと、逆に不公平である。何もなくても、頑張っている地域と同じであれば市民にとって励みにならない。頑張れば頑張るほど予算が増える、支援が厚くなるなどの2 段階が必要と今後の条例に明記していく必要がある。

委員： ・ 分科会での検討は、次回報告させていただきたい。

3. その他

事務局から次回の審議会日程、行政内部での総合計画の進捗状況の報告

【質疑等】

- 委員： ・ 総合計画の基本計画案を行政で検討されているということだが、先月の市民会議の段階で、地域力とか、用語に差があるとか、全体にとりまとめが不十分だった。そうした意味で、まだまだ分科会で議論が必要ではないか。そのあたりを行政でもんでいただき、出てきたものを 8 月に検討すると思ってよろしいか。
- 事務局： ・ 各所管グループが考えており、全体のバランスも含めて監修など、その後、各分科会に戻して検討する日程にさせていただく予定。
- 委員： ・ 行政の担当者のレベルによって差があったのではないか。1 枚のシートで今後 10 年間の目標が表現できるのか、本当にそれでいいのか個人的には心配。そのあたりは調整するのか。
- 事務局： ・ 基本計画は、市長のマニフェストに合わせ、11 年間ではなく、平成 23 年度から 25 年度までの計画。それぞれの項目について、事業費等も全部積算する。財源が限られているので、優先順位をつけて、出来ること出来ないことを金額面から練り上げ、最終的には 1 枚か 2 枚か分からないが、我々で調整させていただく。現在は、各分科会の職員リーダーにより行われているが、その後は計画策定に向けて調整させていただきたい。
- 委員： ・ 市長のマニフェストの内容を、どこに記載するのか議論になったこともあった。市長のマニフェストが全て網羅されているか気になる。
- 委員： ・ 分科会の審議でミスリードがあったかもしれない気がするが、分科会が決めたことだからいいのですね、というのは納得がいかない。直せるものは直した方がいい。
- 事務局： ・ マニフェストは市長が出されている非常に大事な事なので、今、内容を

基本計画の中に全部盛り込む手続きをしている。漏れは無いと考える。

- 会 長 :
- ・ 委員からの質問の1つは、市長のマニフェストにある内容で議論が欠けていても事務局側はちゃんとフォローし、埋めてくれるのかということ。
 - ・ もう1つは、反対に分科会での審議がミスリードだった場合、行政側は調整してくれるのかということ。
- 事務局 :
- ・ 分科会とキャッチボールを行うが、こちらでリードして作っていきたい。
- 委 員 :
- ・ 事業費の話が出ていたが、実行ベースの計画が出て、初めてやれる内容。
- 事務局 :
- ・ 現在基本計画に書かれている「こんなことに取り組みます」は、具体的事業名になっていない。取り組みから主要事業を考え、具体的に積算する。
- 委 員 :
- ・ 一枚の中に、実行ベースに移す事が出来る概念を書いたつもりだが、それを具体的に挙げているわけではなく、マニフェストが必ずしも全面に出てなくていいのか。
- 会 長 :
- ・ あまりマニフェストは気にしない方がいい。行政側はマニフェストを意識するが、我々はむしろそこに抜けているものを意識したらいい。
- 傍聴者 :
- ・ 今回読ませて頂いて、理解できることが進んだ。PRも含めて、事業の中でも、子どもたちも理解が出来る説明をしていただきたいと、親として希望する。
- 委 員 :
- ・ 現在は、議決権というのは基本構想の策定のみ課されているが、地方自治法の改正の動きがあり、総合計画の策定で、議会の議決撤廃の方向に進んでいる。議会も二元代表制の一翼を担うということで積極的に関わっていききたいため、総合計画を担保し、議決権を基本計画に加えていく、議決権の拡大ということで、議員提案で6月議会に全会一致で可決した。議会としても、しっかり取り組ませていただきたい。
- 会 長 :
- ・ 基本計画を議決事項とした報告があったが、正しくは、総合計画は基本構想、基本計画、その下の実施計画で構成される。言い換えると、高浜市議会が行政の行動計画である基本計画に共同責任を負ってくださる宣言として理解している。
 - ・ 何人かの委員から、各分科会と事務局のコンビネーションや調整について、いくつかご意見いただいたが、そうしたことは事務局に言っていた方がいい。むしろ出していただいた方が、全体調整にとって役に立つ。

以上